

下郷駐在所通信

令和8年8月号
栃木県那珂川警察署
TEL0287-92-0110
下郷駐在所
TEL0287-93-0460

9月1日から生活道路における自動車の法定速度が60km/hから30km/hに引き下げられます！！

○ 生活道路とは？

下記のような、主に地域住民の日常生活に活用される中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路のことです。



○ 従前どおり、道路標識等による指定がある場合は、その速度に従ってください。

基本的な考え方は、

- 指定速度標識がある場合⇒指定速度
- 指定速度がなく中央線がある場合⇒法定60キロ
- 指定速度がなく中央線がない場合⇒法定30キロになります。



例えば、左の様に道路標識により最高速度が40km/hと指定されている中央線がない道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

○ ドライバーの皆様へ

最高速度は、交通の安全と円滑を図るためにあり、これを守ることはドライバー、同乗者、歩行者、自転車の方々を守ることに繋がります。

決められた速度の範囲内であっても、道路状況や天候などに応じて、安全な速度で運転するよう心掛けて下さい。

■警察庁HP

▼生活道路における法定速度の引下げについて

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seikatsudouro/seikatsudoro.html>



令和8年中の下郷駐在所事件事故発生件数
(7月31日現在の手集計)

刑法犯
重傷事故

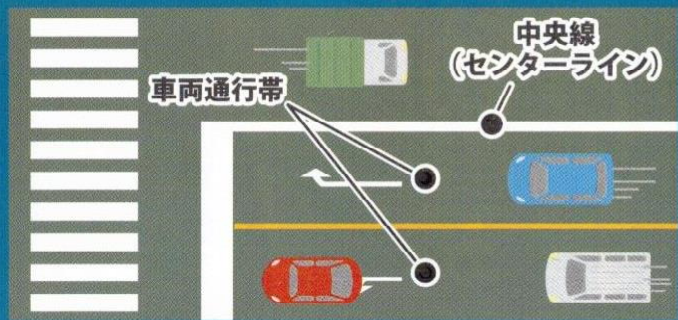
4件
0件

※ 重傷・・・1か月以上の治療を要する負傷

▼ 以下の道路における自動車の法定速度は ▼ 引き続き60km/hです

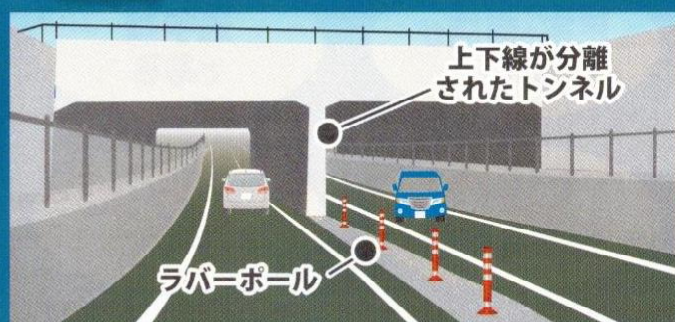
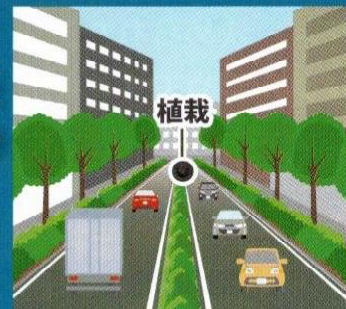
1

道路標識又は
道路標示による
中央線又は
車両通行帯が
設けられている
一般道路



2

道路の構造上又は
柵その他の**工作物**に
より自動車の通行が
往復の方向別に
分離されている
一般道路



3

高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する
加速車線及び減速車線以外のもの（例として、料金所や一般
道路と高速道路をつなぐ、いわゆる「ランプ」が該当します）

4

自動車専用道路

